

令和2年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	秋山	啓治	4番	中村	隆一
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは第5回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

今年は梅雨明けが遅く、作業において皆様ご苦勞されていることと思います。

また、皆様にもこれからご連絡がいくと思いますが、新型コロナウイルス感染症の関係により、例年11月に行われていた農林水産まつりが中止になったとのことです。

皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の対策をしていただいで、総会に臨んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては、3番秋山委員、4番中村委員、お願ひします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読及び説明をお願ひします。

【事務局】

一 報告事項1朗読 一

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、松根地区の中央に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、二宮の県道秦野二宮線の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願ひします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局、朗読をお願ひします。

【事務局】

一 議案第13号朗読 一

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願ひします。秋山委員、お願ひします。

【委員】

NO1及び2については、譲受人が同一であるため、まとめて報告いたします。

7月20日に中里地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認しました。

NO1について、対象農地の場所は、中里の前古芦原に位置する農用地区域の農地4筆で、面積の合計は3,804㎡です。

NO2について、対象農地の場所は、中里の瓜窪に位置する農地10筆で、面積の合計は7,285㎡です。

譲受人が耕作する農地は適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本案件のNO1及びNO2は、同一の譲受人の申請です。

それでは、NO1について補足説明いたします。

議案第13号関係資料をご覧ください。1ページから2ページが許可申請書です。3、所有権移転の理由としては、譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。4ページの農地の利用状況ですが、譲受人は、自己所有地6,357㎡及び借入地15,432.83㎡の計21,789.83㎡を耕作しています。5ページをご覧ください。申請地でオリーブを作付するということです。また、農機具については、トラクター、耕うん機等を所有しております。6ページの農作業に従事する者ですが、譲受人、配偶者、譲受人の孫の3人が農作業に従事する他、雇用により労働力を確保するということです。7ページには、農作業の従事状況の見込み、8ページには周辺地域との関係が記載されています。9ページに申請地の位置図、10ページに案内図、11ページに公図の写し、12ページに営農計画書を添付しています。

続きまして、NO2について補足説明いたします。

13ページが許可申請書です。一番下の3、所有権移転の理由としては、譲渡人が耕作困難となったため、売却することとなっております。15ページから19ページにかけて、農地の利用状況や農作業に従事する者等が記載されておりますが、NO1と同様の内容になります。20ページに申請地の位置図、21ページに案内図、22ページから23ページに公図の写し、24ページに営農計画書を添付しています。ナンバー1及びナンバー2の両案件とも、申請地周辺は譲受人が耕作しており、規模を拡大するため、譲渡人との売買の話がまとまったことによる3条許可申請となっております、所有権移転後も引き続き当該地を含め効率的に耕作していくということです。

なお、農地法第3条第2項の、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」につきましては、譲受人の耕作地は、全て耕作されていることを農地パトロールでも確認しており、農作業従事については本人、配偶者らが従事し、譲受人の所有農地面積も下限面積の2,500㎡を超えています。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

本案件は、まとまった複数の農地が申請地となっておりますが、申請地の内側に申請の対象地ではなく、また、譲受人が賃貸借権を有していない農地が1筆あります。この農地について、今後、譲受人に集積されるというような想定はあるのでしょうか。

【事務局】

将来的にはあり得ますが、売買や賃借等をするといった申請等は提出されておられません。

【議長】

農薬の使用方法については地域の防除基準を遵守するとのことですが、農薬を使用した栽培を行うということですか。

【事務局】

オリーブ栽培にあたっては、一般的には他の作物と同様に農薬を使用することが考えられますが、使用する場合は、周辺農地に支障が出ないようにするとのこと。

【議長】

申請書に記載された従事日数と営農計画書の従事日数に差異があるのはなぜでしょうか。

【事務局】

営農計画書については、申請地に限定した日数となっておりますが、申請書に記載された日数については、申請地に限定しない日数となっております。

【議長】

畑を観光産業として取り入れていくとのことですが、レストランや販売所等は整備するのでしょうか。

【事務局】

そのような施設を今後、整備していくことを考えているかもしれませんが、計画等について具体的に伺っておりません。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

続きまして、議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

本案件のNO1及びNO2は中村委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。また、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議前に中村委員の退席を求めます。

それでは、NO1及びNO2について事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号NO1及びNO2朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1及びNO2について、秋山委員、お願いします。

【委員】

7月20日に中里地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の代官山に位置する農用地区域の農地1筆で、面積は2,370㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、適切に耕作されており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO1及びNO2について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、NO1及びNO2について補足説明いたします。

議案第14号関係資料をご覧ください。NO1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。利用目的は露地野菜を栽培する計画であり、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO1及びNO2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

それでは、中村委員の復席をお願いします。

中村委員に申し上げます。ただいまの議案第14号のNO1及びNO2については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

それでは、NO3及びNO4について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号NO3及びNO4朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO3及びNO4について、中村委員、お願いします。

【委員】

7月20日に山西・川匂地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の板屋地に位置する農地2筆で、面積の合計は1,058㎡です。

借受予定者に営農計画などについて聞き取りをし、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO3及びNO4について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

NO3及びNO4について補足説明いたします。

本議案については、NO1及びNO2と同様に中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、一括で審議することとなります。NO3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、12ページから15ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。NO4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、16ページから20ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は21ページに、公図の写しは22ページに添付しております。利用目的はオリーブを作付けする計画であり、新規申請となっております。

借主は、令和2年4月28日に新規農業者資格の認定を受けた方であり、資格認定申請の際に借入を予定していた農地を利用権設定するものとなっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

中間管理機構から借主への利用権設定の終期について、地権者から中間管理機構への利用権設定の終期より短いですが、借主側が更新をしなかった場合、地権者への借賃の支払いはどうなるのでしょうか。

【事務局】

地権者と中間管理機構が合意解約せず、利用権設定が存続していれば、その間は中間管理機構が支払うこととなりますが、借主の不在が予測される場合は、事前に利用権設定の継続について地権者と中間管理機構で協議をしていくと思われれます。

【委員】

その事を議案の備考に記載しないのでしょうか。

【事務局】

終期の差異については、制度上問題があるわけではないため、農業委員会としましては、案件が要件を満たすかの審議を行うこととなります。

【議長】

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づ

く農用地利用集積計画の NO 3 及び NO 4 について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前 10 時 20 分閉会